

令和6年(2024年)7月18日

草加市在住の保護者の方へ

幼児教育・保育の無償化に関する「施設等利用費請求書」等の提出について

幼児教育・保育無償化に係る預かり保育、副食費の無償化対象分の金額を振込みするための必要書類等をお知らせします。

なお、令和6年(2024年)4月から令和7年(2025年)3月までの1年間の無償化対象額を令和7年(2025年)5月下旬頃に還付する予定です。

書類の提出時期等の詳細につきましては、令和7年(2025年)3月頃、施設を通じて改めてご連絡させていただきます。

【預かり保育の還付について】

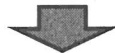
(新2号認定または新3号認定を受け、預かり保育の利用がある方)

[還付スケジュールについて(予定)]

①施設が『領収書兼提供証明書(※1)』を作成(令和7年(2025年)3月~4月頃)



②施設で作成された『領収書兼提供証明書』に記載された内容に基づき、保護者が『施設等利用費請求書(※2)』を作成し在園施設に提出(令和7年(2025年)4月頃)



③市から各保護者へ無償化対象額を還付(令和7年(2025年)5月下旬)

(※1) 保護者が利用した預かり保育の実績(利用日数、徴収金額等)が記載された書類です。

(※2) 対象園児名や振り込み内容を記載していただく書類です。

【副食費免除について(該当世帯のみ)】

一部該当世帯に副食費免除制度がございます。

副食費免除対象者には、後日市役所から通知をします。

免除通知については、上半期(令和6年4月~9月)分は11月下旬頃、下半期(令和6年10月~令和7年3月)分は3月初旬頃に送付予定です。

副食費免除の還付につきましては、上記の「還付スケジュールについて(予定)」と同様のスケジュールで実施する予定です。詳細については、在園施設をとおして改めて周知させていただきます。

※対象となる世帯や詳細は幼児教育・保育無償化リーフレットの3ページをご確認ください。

問合せ先:

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

草加市役所 保育課 無償化担当

電話: 048-922-1491 (直通)